

今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会
(第11回)

議 事 次 第

1. 日時 平成20年10月17日(金) 15:00~17:30
2. 場所 全国都市会館 大ホール(2階)
千代田区平河町2-4-2
3. 議事
相談支援について

【配付資料】

- 議事次第
- 座席表
- 構成員名簿

資料 相談支援について

これまでの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)【抜粋】

(1) 相談支援について

(地域生活の拡充のための相談支援について)

- 精神障害者の地域生活の支援を一層充実する観点から、現在、都道府県が行う「精神障害者地域移行支援特別対策事業」が主に担っている病院や施設からの退院・退所時の支援に加え、民間住宅等への入居時や地域生活における緊急時の支援、成年後見制度等の精神障害者の権利擁護に関わる支援等、個々の精神障害者が適切な支援を受けられるよう、その評価や地域における体制のあり方も含め、障害者自立支援法に基づく相談支援の充実について検討すべきではないか。
- 精神障害者の地域生活支援における適切なケアマネジメントが行われるよう、サービス利用計画作成費について、対象者の拡大や現在支給決定後に作成することとなっている取扱いの見直し等、相談支援におけるケアマネジメント機能の拡充について検討すべきではないか。
- 市町村における相談支援体制において中核的役割を担う地域自立支援協議会については、その機能の現状について検証を行うとともに、今後その設置を促し機能の強化を図っていく観点から、地域自立支援協議会の法制度的な位置付けの明確化を含めその機能を充実することについて検討すべきではないか。
- また、民間賃貸住宅等において地域生活を営む精神障害者に対する継続的な相談支援の充実や、医療機関等における相談機能の充実、精神障害者の家族に対する支援、ピアサポートの活用、コミュニティワークの充実等、障害者自立支援法に基づくもの以外の相談機能の充実についても検討すべきではないか。

相談支援について(全体像)

- 障害者の自立した生活を支えていくためには、
 - ・ 障害者の抱えるニーズや課題にきめ細かく対応するため、必要な情報の提供や助言等を行うとともに、様々な地域の資源や、契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと
 - ・ また、個々の障害者への支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくことが必要であり、こうした相談支援の充実を図るため、以下の3つの観点から施策の充実を検討してはどうか。

1. 地域における相談支援体制
2. ケアマネジメントの在り方
3. 自立支援協議会

相談支援事業の現状

障害者相談支援事業

- ・一般的な相談支援（情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等）

【財源】 一般財源（交付税）

機能強化

- ・市町村相談支援機能強化事業（専門職員の配置等）
- ・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- ・成年後見制度利用支援事業

【財源】 地域生活支援事業費補助金

国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・相談支援充実・強化事業

（家庭訪問等）

【財源】基金事業

（市町村／相談支援事業者に委託可）

（広域的・専門的な支援）

都道府県

一般的な相談支援

サービス利用計画

サービス利用計画作成費の支給
（特定相談支援事業者）

- ・サービス利用のあっせん・調整

【財源】自立支援給付

国1/2、県1/4、市町村1/4

※サービス利用計画作成費の対象者は
特に計画的な自立支援を必要とする
者に限定

1. 地域における相談支援体制

現状①

【市町村】

○ 市町村では、次のとおり、一般財源(交付税)により一般的な相談支援を行うとともに、地域生活支援事業費補助金(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)により相談支援事業の機能強化を行っている。

一般的な相談支援 (一般財源)	<事業の具体的内容> ① 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ② 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) ③ 社会生活力を高めるための支援 ④ ピアカウンセリング ⑤ 権利の擁護のために必要な援助 ⑥ 専門機関の紹介 等
機能強化 (補助金)	① 市町村相談支援機能強化事業 …… 専門職員を市町村等に配置 ② 住居入居等支援(居住サポート)事業 …… 入居支援や入居後の24時間支援を実施 ③ 成年後見制度利用支援事業 …… 成年後見制度の申立に要する経費、後見人等の報酬の全部又は一部を助成。

○ 相談支援体制については、地域の実情に応じて適切な形で整備を進めることとされており、次のような例が想定されている。

- (1) 3障害に対応できる総合的拠点を設置 (平成20年4月現在で、63%の市町村が設置)
- (2) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携
- (3) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置(5%の市町村が設置)

現状②

【都道府県】

- 都道府県では、一般財源(交付税)、地域生活支援事業費補助金(国1/2、都道府県1/2)により、以下のような事業等を実施している。

①専門性の高い相談支援	・ 発達障害者支援センター運営事業(補助金)等
②広域的な支援	・ 都道府県相談支援体制整備事業(補助金) ……地域のネットワーク構築に向けた指導、調整等を行うアドバイザーを配置
③相談支援者の育成	・ 相談支援従事者研修事業(補助金)

現状③

【指定相談支援事業者】

- 指定相談支援事業者は、都道府県知事の指定を受けて、サービス利用計画の作成、事業者との連絡調整等の支援を行うこととされている。
- また、市町村は上記の相談支援事業の実施を指定相談支援事業者に委託可能とされている。
- 指定相談支援事業者には、一定の研修を受けた相談支援専門員を配置することとされている。
(平成20年4月1日現在で全国2,735事業所)

障害者相談支援事業

【概要】

地域の障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。〔一般財源（交付税）〕

【実施主体】

市町村（指定相談支援事業者への委託可）

【事業の具体的内容】

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・地域自立支援協議会の運営 等

市町村相談支援機能強化事業

【概要】

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する。〔地域生活支援事業費補助金〕

【実施主体】

市町村(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

【事業の具体的内容】

- ・ 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- ・ 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

【専門的職員の例】

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援事業の機能を強化するために必要と認められる者

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【概要】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に
対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。
[地域生活支援事業費補助金]

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が
困難な者。ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん
依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談
・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

（1）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。）

（2）24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行う。）

（3）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることが
できるよう調整を行う。）

成年後見制度利用支援事業

【概要】

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る。
[地域生活支援事業費補助金]

【実施主体】

市町村(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

【対象者】

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者。

【事業の具体的内容】

成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

相談支援充実・強化事業

【事業の目的】

障害者自立支援法の定着を図るため、「特別対策」を講じてきたところであるが、一部の障害者等に情報が周知されていない状況が見受けられることから、相談支援の充実・強化を図るための支援措置を行うことを目的とする。〔基金事業〕

【事業の具体的内容】

(1) 実施主体 都道府県又は市町村

(2) 内容

障害者等に対して、これまで講じられてきた特別対策の内容や地域における障害福祉サービスの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。

① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施

② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施

③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

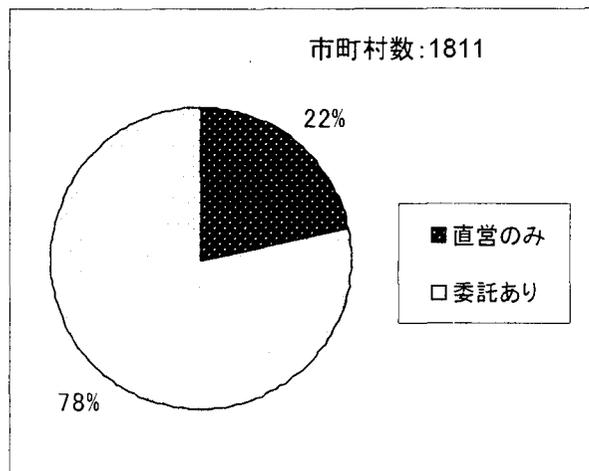
(3) 補助単価 1市町村あたり 1,700千円以内

【実施年度】 平成20年度

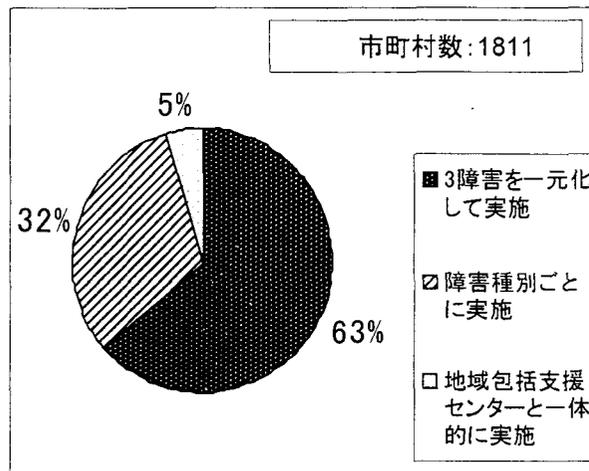
市町村相談支援事業の状況について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

◆障害者相談支援事業の実施方法



◆障害者相談支援事業の運営方法



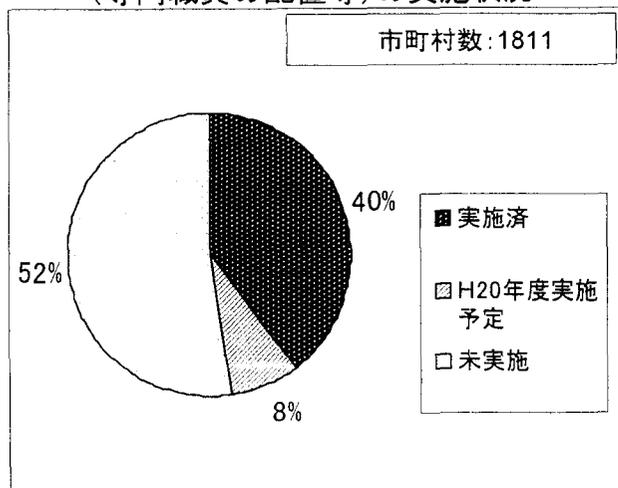
※3障害を一元化+障害種別ごと→3障害を一元に集計。

※地域包括支援センター+ 3障害を一元化又は障害種別ごと→地域包括支援センターに集計

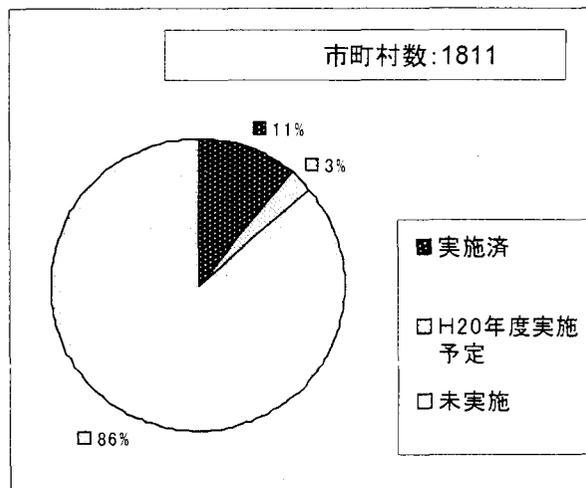
地域生活支援事業(補助金)の実施状況について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

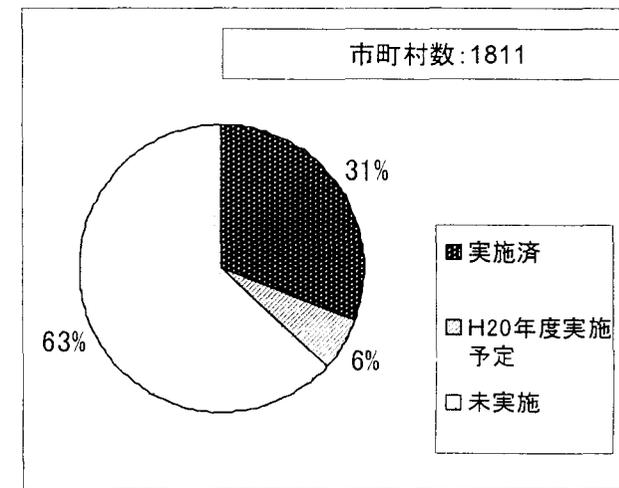
◆市町村相談支援機能強化事業(専門職員の配置等)の実施状況



◆住宅入居等支援事業の実施状況



◆成年後見制度利用支援事業の実施状況

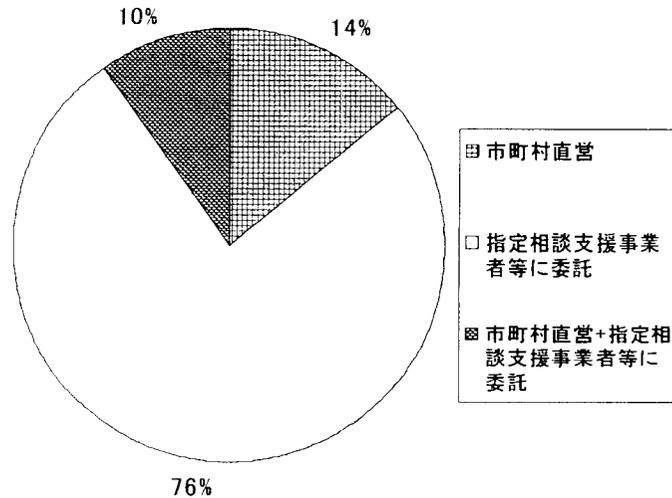


市町村相談支援機能強化事業の実施状況について(平成19年4月1日現在)

【障害福祉課調べ】

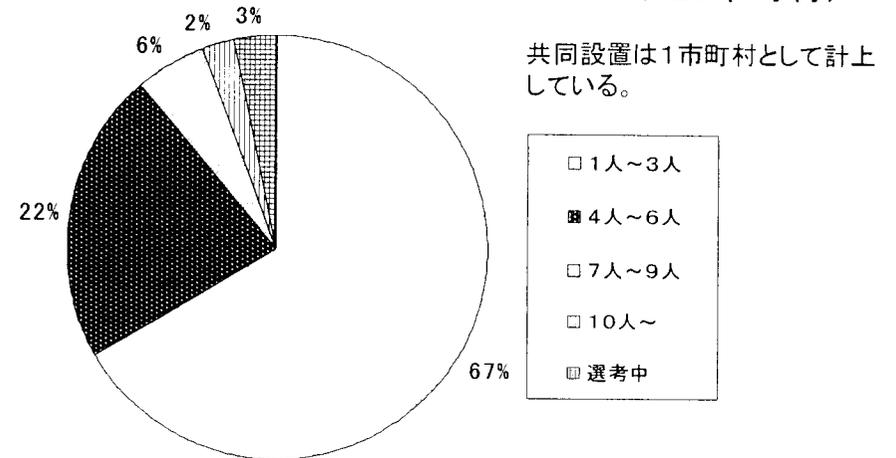
市町村相談支援機能強化事業の実施方法

(640市町村)



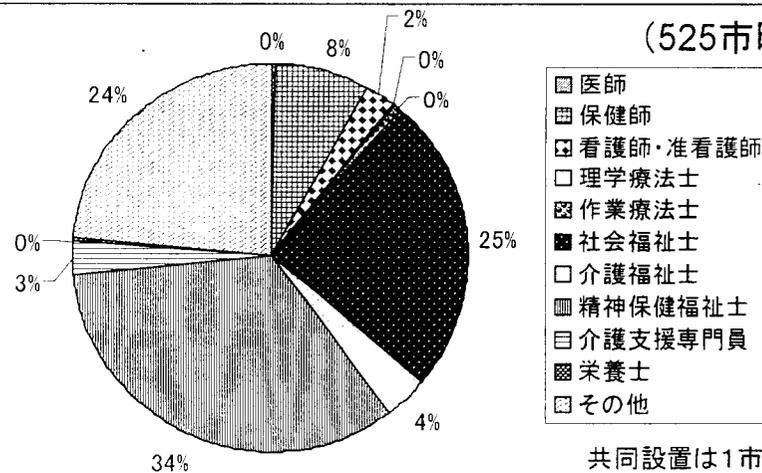
市町村相談支援機能強化事業の専門職員の人数

(525市町村)



市町村相談支援機能強化事業の専門職員の資格

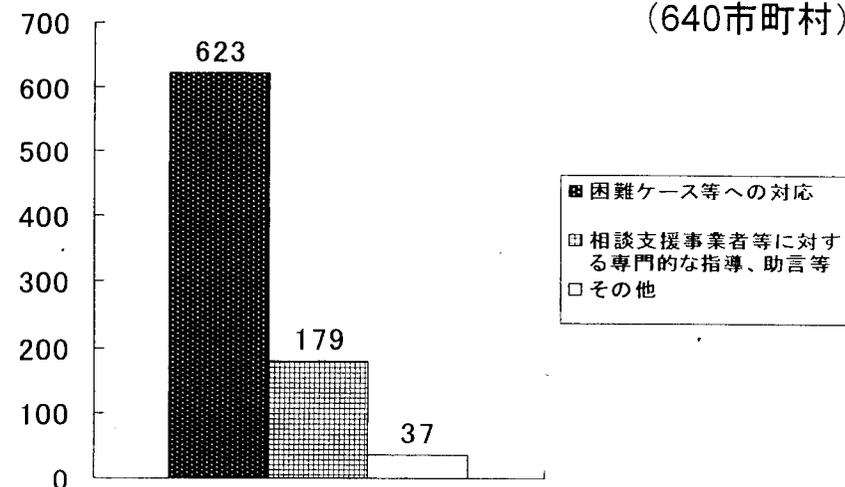
(525市町村)



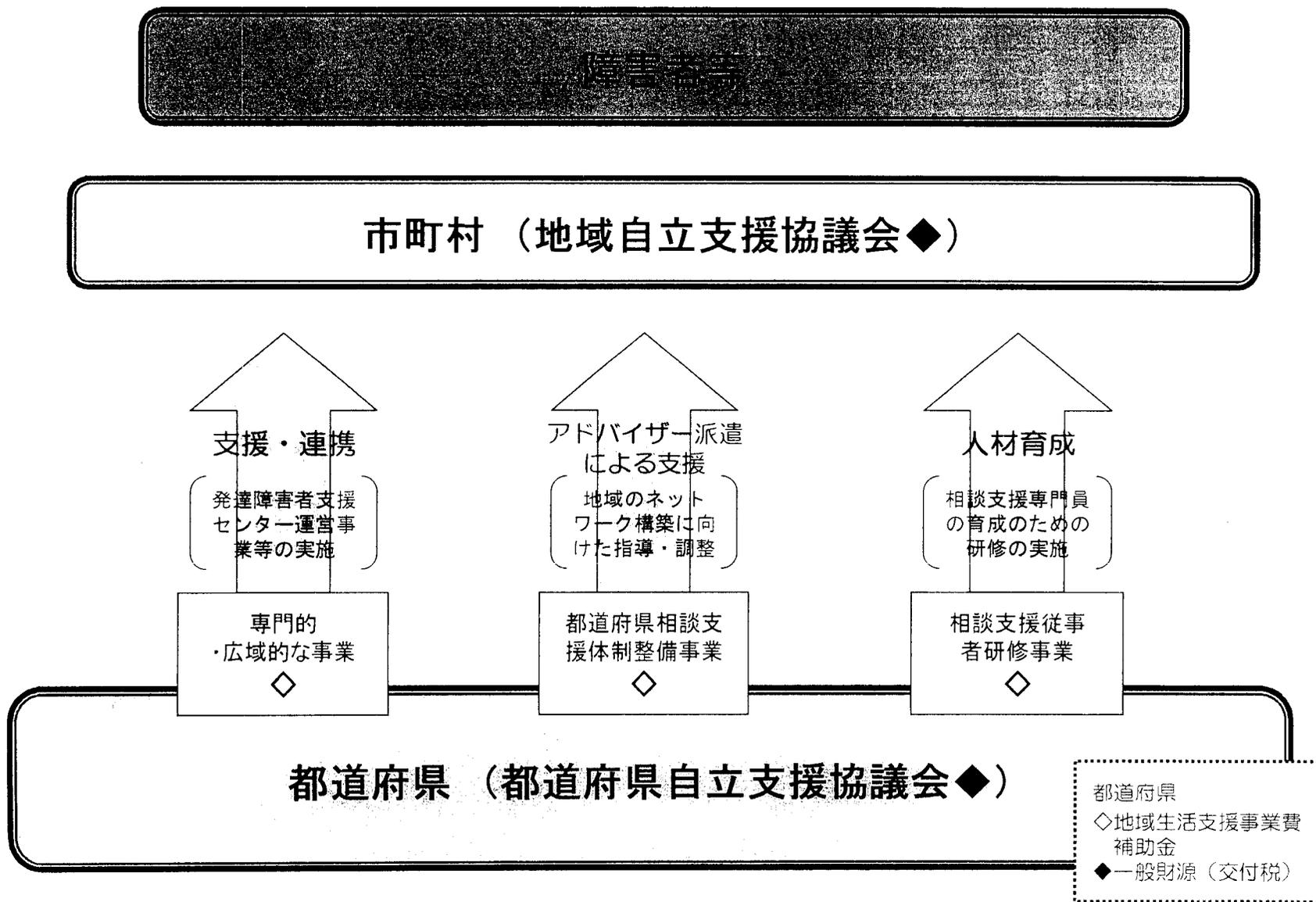
共同設置は1市町村として計上している。

市町村相談支援機能強化事業の業務内容

(640市町村)



都道府県による支援体制(例)



都道府県相談支援体制整備事業

【概要】

都道府県に、相談支援に関する広域的支援を行うアドバイザーを配置する。
[地域生活支援事業費補助金]

【実施主体】

都道府県

【事業の具体的内容】

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域では対応困難な事例に係る助言
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（例：権利擁護、就労支援などの専門部会）
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助 等

【アドバイザーの担い手】

- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- ・障害者支援に関する高い識見を有する者

相談支援体制整備特別支援事業

【事業の目的】

障害者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であり、本事業によりその体制整備や充実強化を促進し、早急に地域における相談支援体制を整備・確立することを目的とする。

【基金事業】

【事業の具体的内容】

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 特別アドバイザー派遣事業

- 先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。
- 特別アドバイザーは、毎月1回程度（集中的に何日間か実施することも可）都道府県を訪問し、都道府県の担当職員及び当該県のアドバイザーと十分連携しながら、以下の事業を行う。
 - ・ 都道府県自立支援協議会の設立・充実強化の支援
 - ・ 県内を巡回するなどして、市町村（圏域）ごとの相談支援体制や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての具体的な丁寧な支援
 - ・ 県内の相談支援関係者を対象とした連絡会議・研修会の開催による人材育成支援

② 相談支援事業立ち上げ支援事業

相談支援事業立ち上げ等に当たり、必要な設備整備等について支援する。

③ ピアサポート強化事業

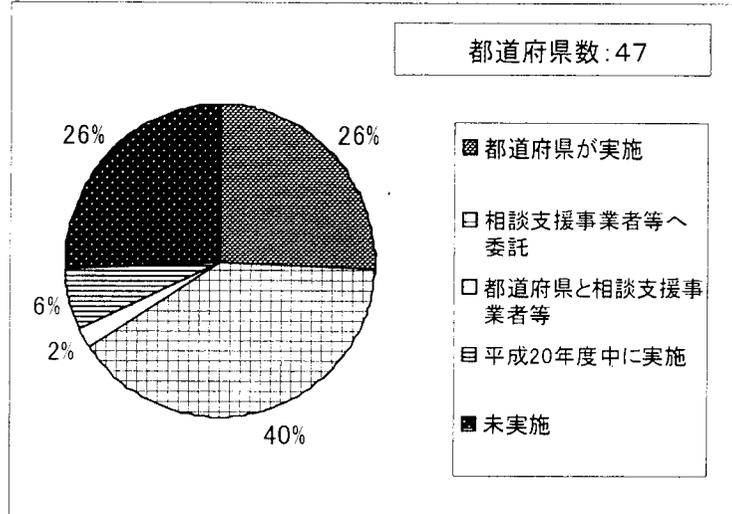
市町村（市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）が障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施する場合に、必要な設備整備等について支援する。

【実施年度】 平成18年度～20年度

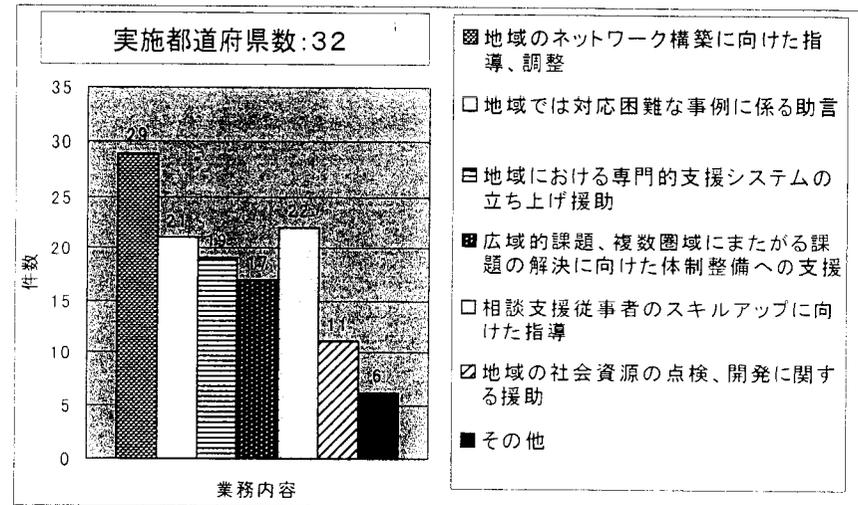
都道府県相談支援体制について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

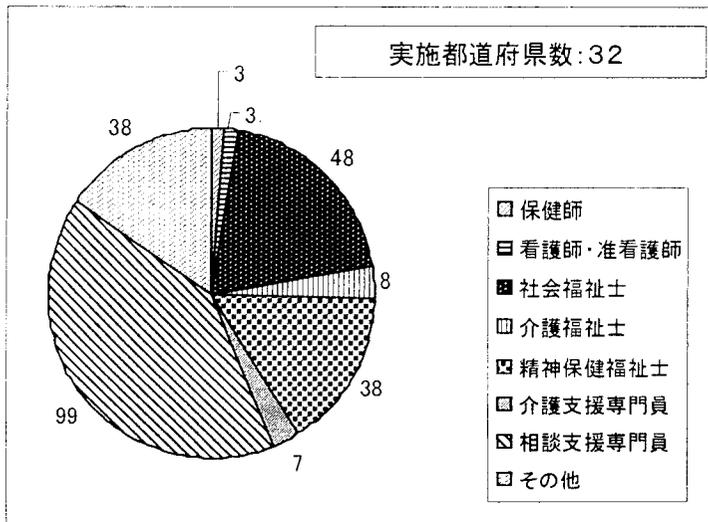
◆都道府県相談支援体制整備事業の実施状況



◆都道府県相談支援体制整備事業の業務内容



◆都道府県相談支援体制整備事業 アドバイザーの資格



◆相談支援体制整備特別支援事業(障害者自立支援対策臨時特例交付金)

都道府県数: 47(複数回答)

○特別アドバイザー派遣事業	実施37	実施予定2
○相談支援事業立ち上げ支援事業	実施33	実施予定4
○ピアサポート強化事業	実施30	実施予定5
○未実施	1	

指定相談支援事業者について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

◆指定相談支援事業者数

2,735事業者 ※平成20年4月1日現在

(うち相談支援事業について市町村の委託を受けている事業者1,805 [66%])

◆指定相談支援事業者に配置されている相談支援専門員数

4,005人

※平成20年4月1日現在の状況が不明な場合は指定時の人数を記載。

相談支援従事者養成研修について

【障害福祉課調べ(速報値)】

※ いずれも初任・現任研修の合計数

◆相談支援従事者養成研修の実施回数

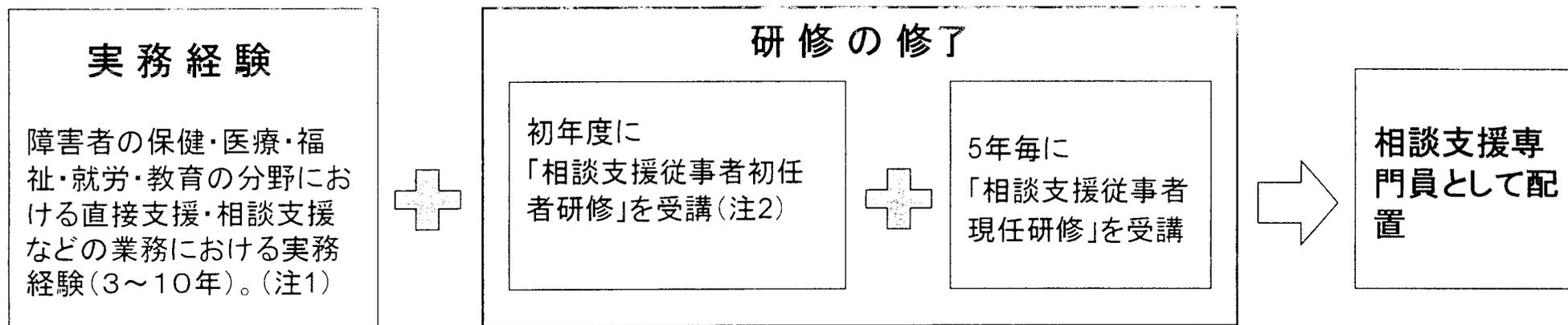
平成18年度	平成19年度	合計
87回	77回	164回

◆相談支援従事者養成研修の修了者数(延べ人数)

平成18年度	平成19年度	合計
15,221人	10,300人	25,521人

※制度施行前の研修を修了した者等が資格要件を満たすために受講した場合を含む。

相談支援専門員の要件



(注1) 実務経験については、別に定める。

(注2) 過去に障害者ケアマネジメント研修を受講している者は、相談支援従事者研修(1日程度)を受講することで、相談支援専門員の業務を行うことができる。

研修カリキュラム

○初任者研修カリキュラム(合計31.5時間)

<講義> 障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義(6.5時間)、
ケアマネジメントの手法に関する講義(8時間)、障害者の地域生活支援に関する講義(6時間)

<演習> ケアマネジメントプロセスに関する演習(1.1時間)

○現任研修カリキュラム(合計18時間)

<講義> 障害者福祉の動向に関する講義(1時間)、都道府県地域生活支援事業に関する講義(2時間)、
地域自立支援協議会に関する講義(3時間)

<演習> 障害者ケアマネジメントに関する演習(1.2時間)

課題①

(市町村ごとの取組状況)

- 障害者の自立を支援していく上で、障害福祉サービスとともに、相談支援の充実が必要であるが、一般的な相談支援は市町村の一般財源(交付税)による取組であり、取組状況に差があるとの指摘がある。

(参考) 市町村による主な意見 (実施状況とあわせ調査したもの(障害福祉課調べ))

- ・ 相談支援事業の財源が交付税での措置であり、財源確保が課題
- ・ 3障害まとめて相談することができる人材の確保や、体制の整備が課題
- ・ 相談支援専門員の資質向上が課題

- 地域生活支援事業費補助金による相談支援についても、取組状況に差がある。

(参考) 市町村における実施状況(20年4月1日現在)

・ 市町村相談支援機能強化事業 (専門職員の配置等)	実施	40%	実施予定	8%	未実施	52%
・ 居住サポート事業	実施	11%	実施予定	3%	未実施	86%
・ 成年後見制度利用支援事業	実施	31%	実施予定	6%	未実施	63%

課題②

(相談支援の質の確保)

- 現在、相談支援について、直営のみで行っている市町村が22%、相談支援事業者に全部又は一部を委託している市町村が78%となっている。
 - ・ 市町村直営で行っている場合
 - … 各市町村でケースワーカー等を配置して実施しているが、人事異動などがあるため質の維持・向上が課題になっているとの指摘がある。
 - ・ 相談支援事業者が行っている場合
 - … 相談支援従事者に対する研修事業で質の向上を図っているところであるが、事業者によって相談支援の取組状況や支援内容に差があるとの指摘がある。
- また、障害者同士によるピアカウンセリングなどを活用することにより、厚みのある相談支援を行うべきとの指摘がある。

(総合的な相談支援を行う体制)

- 障害者の相談支援について、多様なニーズや課題を抱える障害者がいる中で、一般的な相談支援からサービス利用の支援、地域移行の支援、地域生活における24時間の支援、権利擁護など、多様な相談支援を提供し、かつ、それぞれの障害者のライフステージに応じて一貫して支援していけるような総合的な相談支援の体制を、今後、それぞれの地域で充実させていくことが必要となっている。
- また、地域における相談支援体制の整備を図るとともに、相談支援に専門的に対応する人材の確保やノウハウの蓄積を通じて質の向上を図っていくために、総合的な相談支援を行う拠点的な機関を設置することを検討すべきとの指摘がある。

(地域における相談支援体制の強化)

1. 地域における相談支援体制について、市町村による相談支援の充実や地域生活支援事業費補助金の活用を促すことなどにより、全国的に必要な相談支援の事業が実施されるよう、強化を図っていくべきではないか。

(相談支援を担う人材の質の向上)

2. 相談支援を担う人材について、研修事業の充実を図るなど、質の向上を図っていくべきではないか。

また、障害者同士のピアカウンセリングなどの活用を図っていくべきではないか。

(総合的な相談支援を行う体制)

3. 地域における相談支援体制の整備を図るとともに、質の向上を図っていくために、総合的な相談支援を行う拠点的な機関を設置するなど、総合的な相談支援体制を充実させていくことについて、どのように考えるか。

2. ケアマネジメントの在り方

(1) サービス利用計画作成費

現 状

- 一般的な相談支援に加え、障害者自立支援法では、支給決定を受けた障害者であって一定の要件を満たす者に対し、「サービス利用計画作成費」を支給し、サービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行う等の支援を受けられるようにしている。

<サービス利用計画の内容> …次ページ参照

- ・ 障害者の生活に対する意向・ニーズ
- ・ 総合的な援助の方針
- ・ 生活全般の解決すべき課題
- ・ 提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期
- ・ 障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料、これを担当する者
- ・ 障害福祉サービスを提供する上での留意事項

※単なるサービスの
組合せだけでなく、
生活全般に関わる
援助の目標や計画
を作成

- 現行では、「サービス利用計画作成費」の対象者は、次の場合に限定されている。
 - ① 精神科病院・障害者支援施設からの退院・退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ② 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けられることができる者（寝たきり状態にある者等）

サービス利用計画の例 ①

個別支援計画表

利用者氏名:

作成日:

個別支援会議:

作成者:

担当相談支援専門員:

到達目標

(1)長期(内容及び期間等)

MTさん(病院で知り合った人)と結婚して、アパートで二人暮らしがしたい。

(2)短期(内容及び期間等)

(3ヶ月間の目標)就労準備のための事業所に、週3日通えるようになりたい。

具体的な到達目標及び支援計画等

領域	具体的到達目標	本人の役割	サービス提供機関 (担当者・摘要等)	支援内容(内容・留意点等) 支援期間(頻度・回数等)	優先 順位
医療・健康	薬に依存しすぎないで、不調時の対処方法を見つける	精神科以外の薬の乱用を避け、不調の時の状況を診察時に主治医に話す	精神科病院主治医	ストレスによる身体的な訴えを聞き取り、服薬の調整と効果及び副作用の説明を伝える。(1/2週)	1
		デイケアに参加しながら、診察の順番を待つ。	精神科PSW	デイケアで本人の近況を話してもらい、診察時には医師に近況の概況を伝え、本人が十分話せるよう調整をする。(1/2週)	
		身体的不調時には、原因を探してみることと、指導員に状況を話す。	生活訓練事業所生活支援員	胃痛、下痢と便秘、腰痛等の様々な身体症状の訴えがある。環境変化によるストレスと捉え、話しを良く聞き、精神的側面を見守っていく必要あり。	
生活技能	友達とうまくつきあう	友達に話しかけたい内容を考えて、SSTに週2回参加する。 レクリエーションに参加する。	生活訓練事業所生活支援員	部屋に引きこもりがちなので、「友達が欲しい」という気持ちをうまく引き出し、関心のある話題を言葉として言えるようにSSTを実施する。2/週 趣味や関心事を聞き出し、興味あるレクリエーションを企画する。	2
社会参加・活動	就労支援事業所に週3日通う	朝8時に起きられるように、目覚ましを必ずかけ、眠剤を10時までに飲み、布団に入るように心がける。	就労継続B事業所職業指導員 生活訓練事業所生活支援員	作業に取り組みやすい工夫と、気の合う友達作りに配慮する。最初の1ヶ月は2時間程度から始め、3ヶ月を目途に4時間まで作業時間を延ばす。(3/週・3ヶ月) 最初の1ヶ月は2時間程度から始め、3ヶ月を目途に4時間まで作業時間を延ばす。(3/週・3ヶ月) 9時になっても起床しない場合、夜11時になっても就寝しない場合には、声がけをする。通所日には励まし、声がけする。委託による事業所利用がスムーズに進むよう、綿密に連携を取る。	3
	図書館に行きたい	人の視線が気になるので、電車に乗れるように、SSTに参加する	生活訓練事業所生活支援員	人の目が気にならなくなった時一人で行けるように、数回同伴し、電車の乗り方や駅から図書館までの行き方等の助言や見守りをする。日曜に数回程度。	
経済	1ヶ月の金銭管理を自分で出来るようにする	買い物のレシートを必ず箱の中に入れる。1週間分づつ袋に分けて、1週間分のお金を初日に使わない。	生活訓練事業所生活支援員 社会福祉協議会相談支援専門員	銀行に同伴して、1ヶ月分の生活費を引き出すのを見守る。(1/月) レシートの整理や、使い方への助言、見守り、励まし。(1/週) 社会福祉協議会の通帳管理を、金銭自己管理が達成した時点で、自己管理に向けて話し合う。	4
		老人ホームにいる母親に会いに行きたい	2ヶ月後、退院して元気に暮らしていると報告に行けるよう、支援計画の目標を一つ一つやっていく。	生活訓練事業所生活支援員	

サービス利用計画の例 ②

ウィークリープラン(○年○月○日～○年○月○日)

氏名:

担当者:

作成日:

	朝	日中・午前			昼	日中・午後				夕・夜	
		9	10	11		12	13	14	15		16
月	起床: 朝食: 服薬: 整容:		就労継続B事業所へ通所(委託) 職業指導員〇〇さんが担当。		昼食 服薬		グループワーク「SST」 同僚や近所の人との雑談の仕方 方や回避のコミュニケーションスキル			夕食: 服薬: 入浴: 眠前服薬: 就寝:	
火	起床: 朝食: 服薬: 整容:		通院1/2週 デイケア用送迎車で通院。受診 とデイケア参加		昼食 服薬	診察の無い週はデイケアプログラムに終日参加 診察のある週は、自由参加				夕食: 服薬: 入浴: 眠前服薬: 就寝:	
水	起床: 朝食: 服薬: 整容:		就労継続B事業所へ通所(委託) 職業指導員〇〇さんが担当。		昼食 服薬	プログラムに自由参加				夕食: 服薬: 入浴: 眠前服薬: 就寝:	
木	起床: 朝食: 服薬: 整容:	プログラムに自由参加			昼食 服薬	個別支援 対処技能の為 の面談	グループワーク「SST」 同僚や近所の人との雑談の仕方 方や回避のコミュニケーションスキル			夕食: 服薬: 入浴: 眠前服薬: 就寝:	
金	起床: 朝食: 服薬: 整容:	グループワーク「金銭管理のABC」 ゲームなので、参加が目的、午後に役立たせる			昼食 服薬	個別支援 1週間のお金の 使い方	プログラムに自由参加				夕食: 服薬: 入浴: 眠前服薬: 就寝:
土	起床: 朝食: 服薬: 整容:		就労継続B事業所へ通所(委託) 職業指導員〇〇さんが担当。		昼食 服薬					夕食: 服薬: 入浴: 眠前服薬: 就寝:	
日	起床: 服薬:	朝食: 整容:			昼食 服薬				夕食: 入浴: 眠前服薬:	服薬: 就寝:	

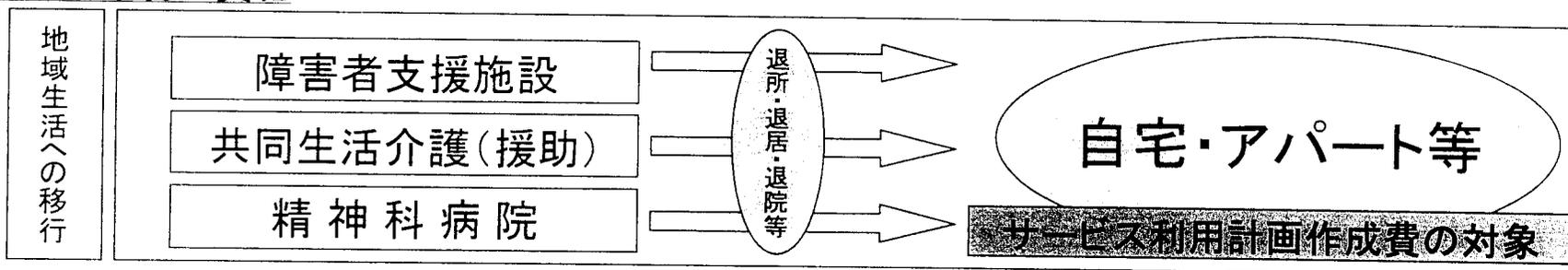
起床は7時、食事は7時30分を目標とし、行動時間を記入。服薬・整容は実施済は○を記入。昼食は12:00。夕食は19時。入浴は16時～22時。就寝目標10時。

現在のサービス利用計画作成費の対象者

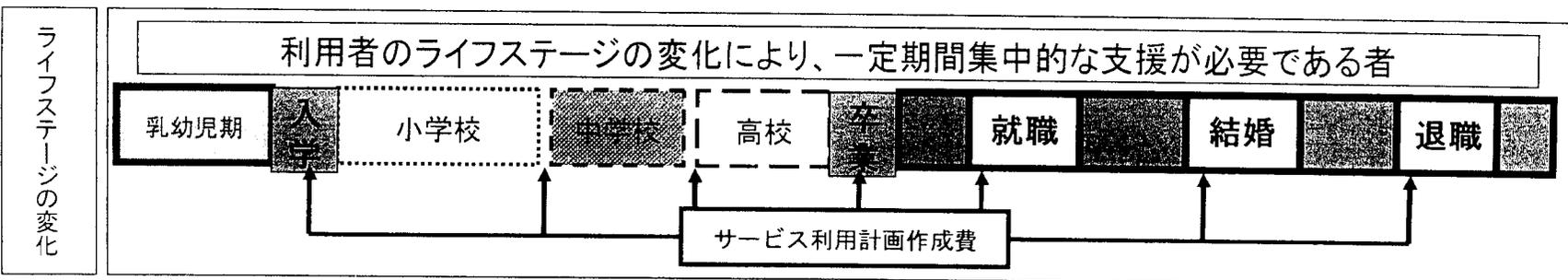
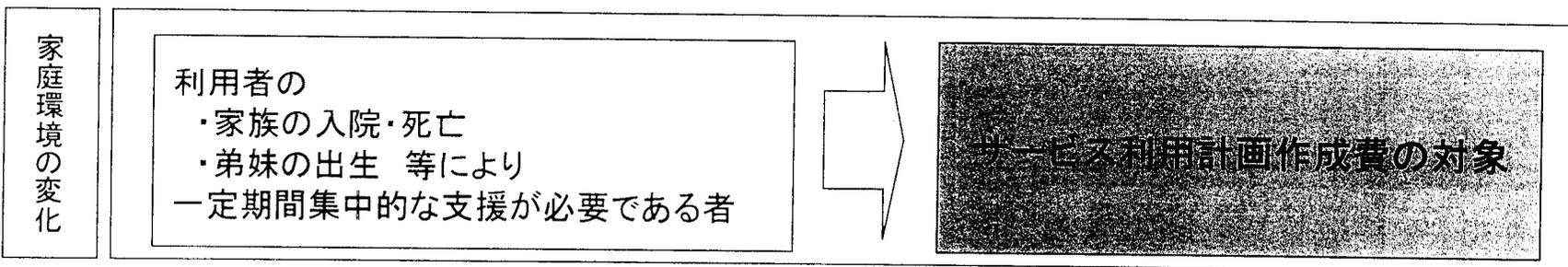
1. 精神科病院・障害者支援施設からの退院・退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者。
2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。
3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

1. 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

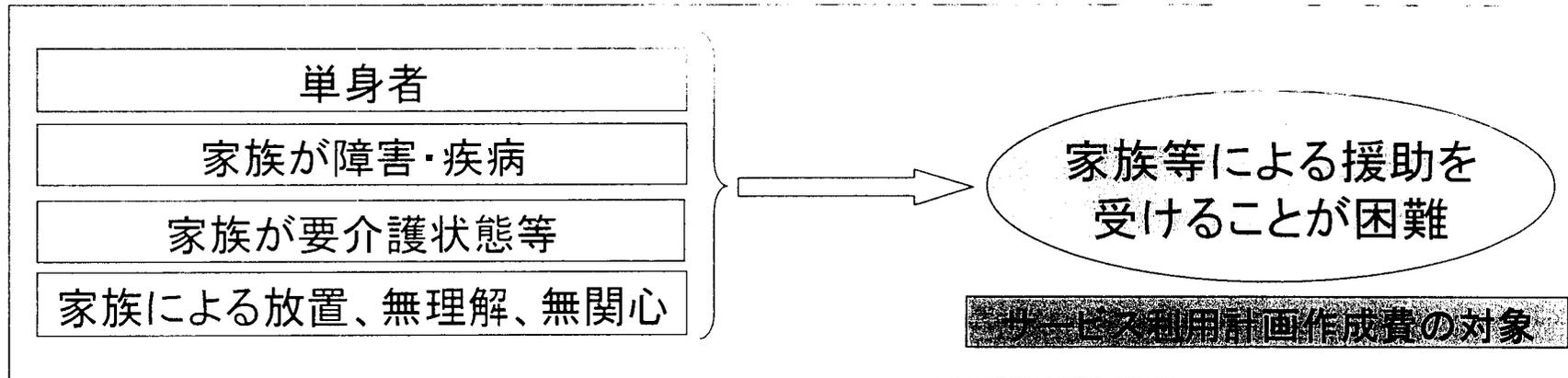
(1) 住環境の変化



(2) 生活環境の変化



2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。



3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

重度障害者等包括支援の対象者

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

サービス利用計画作成費の対象

※重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者は対象外

現在のサービス利用計画作成費の実績 【障害福祉課調べ(速報値)】

○ サービス利用計画作成費の支給決定者数（20年4月1日現在）

2, 269人

○ サービス利用計画作成費利用者数（20年4月分）

1, 920人

<参考> 都道府県別サービス利用計画作成費支給決定者数

○件数の少ない県

宮崎県 0件

鹿児島県 0件

徳島県 2件

青森県 8件

○件数の多い県

大阪府 412件

愛知県 150件

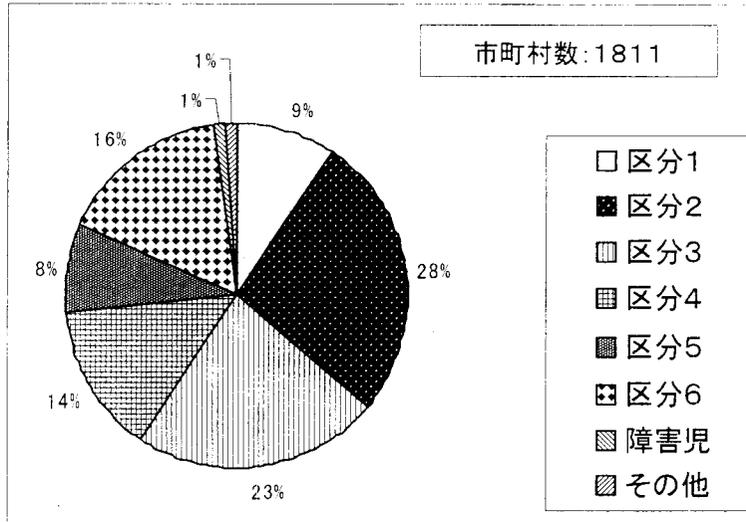
京都府 143件

広島県 100件

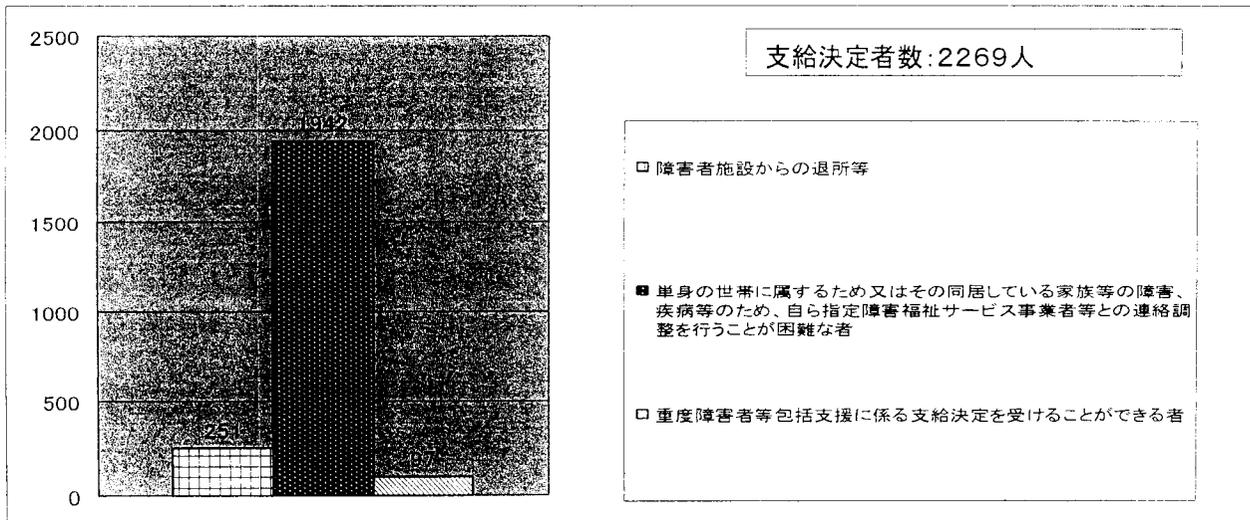
サービス利用計画作成費の支給状況等について

【障害福祉課調べ(速報値)】

◆サービス利用計画作成費の利用者数(平成20年4月分)



◆サービス利用計画作成費支給決定者の支給決定事由(平成20年4月1日現在)



課題

(サービス利用計画作成費の対象者)

- 障害者自立支援法では、障害者にケアマネジメントを提供するためサービス利用計画作成費の制度を導入したが、20年4月の利用者数は全国で1,920人(速報値)に過ぎないという状況となっている。
 - 都道府県によっても、利用者が比較的多いところから、利用者がいないところまで利用状況に差がある。
- 利用が少ない要因としては、サービス利用計画の作成が支給決定の後になっており、市町村やサービス事業者が一般的な相談支援の中で可能な範囲で対応していることが考えられ、(2)のとおり、サービス利用手続の在り方を検討していくことが必要。

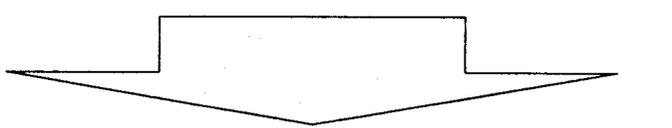
同時に、現在は、サービス利用計画作成費の対象者を限定しているが、今後、障害者の地域における自立した生活の支援を強化し、障害者が地域において継続して安心して暮らしていけるようにするためなど、次の視点から、対象者について拡大を検討していくことが必要。

[検討の視点]

- ・ 障害者が精神科病院・障害者施設から退院・退所した後に、地域で継続して安心して生活していけるようにするため、あるいは家族から独立した生活を目指していくためなど、障害者の地域における自立した生活を支えていくためには、定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要があるのではないか。
- ・ ケアマネジメントにより専門的な者からのアドバイスを活用して、当該地域におけるサービスを幅広く組み合わせる利用できるようにすることは、障害者にとって選択肢の拡大につながるのではないか。

(続き)

- ・ 更に、施設入所者についても、新体系において、日中活動を適切に組み合わせて利用していくことや、地域移行に向けたコーディネートを行っていくために、ケアマネジメントの対象としていくことが考えられるのではないか。精神科病院の入院者についても、退院に向けてケアマネジメントの対象としていくことが考えられるのではないか。等



検討内容

(サービス利用計画作成費の対象者)

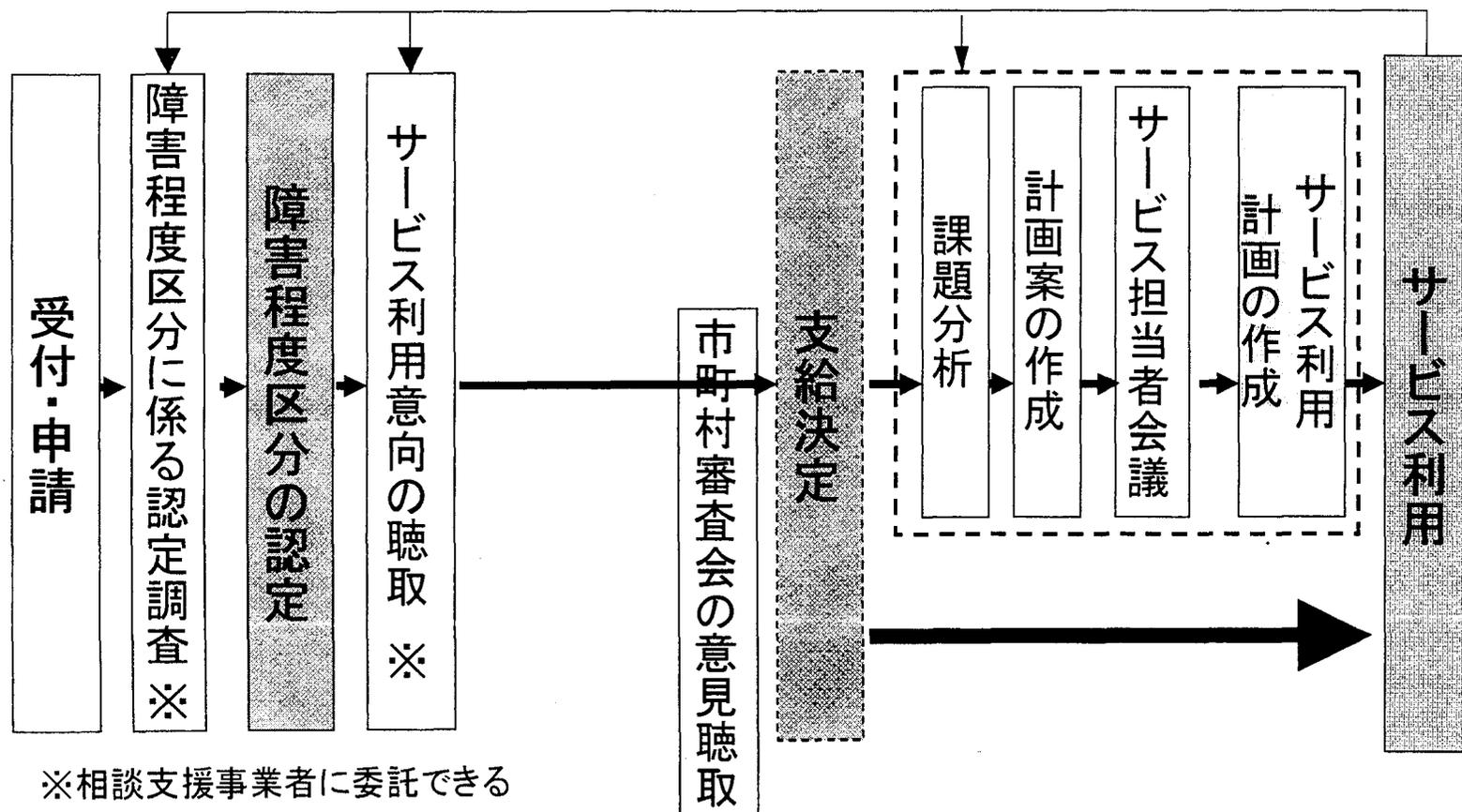
障害者の自立した生活を支えていくため、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していけるよう、サービス利用計画作成費について、精神科病院に入院し地域生活への移行を目指す者や施設入所者を含め、対象者を拡大していくことについて検討していくべきではないか。

(2) サービス利用手続の在り方

現状

- 現行は、市町村は、障害程度区分、障害者を取り巻く環境、サービス利用意向を勘案して支給決定を行う。
(各市町村が予め定めた支給基準と乖離した支給決定案の場合には市町村審査会に意見を求める。)
- また、サービス利用計画の作成手続は、支給決定後(利用できるサービスが決まった後)となっている。

【現行の支給決定プロセス】

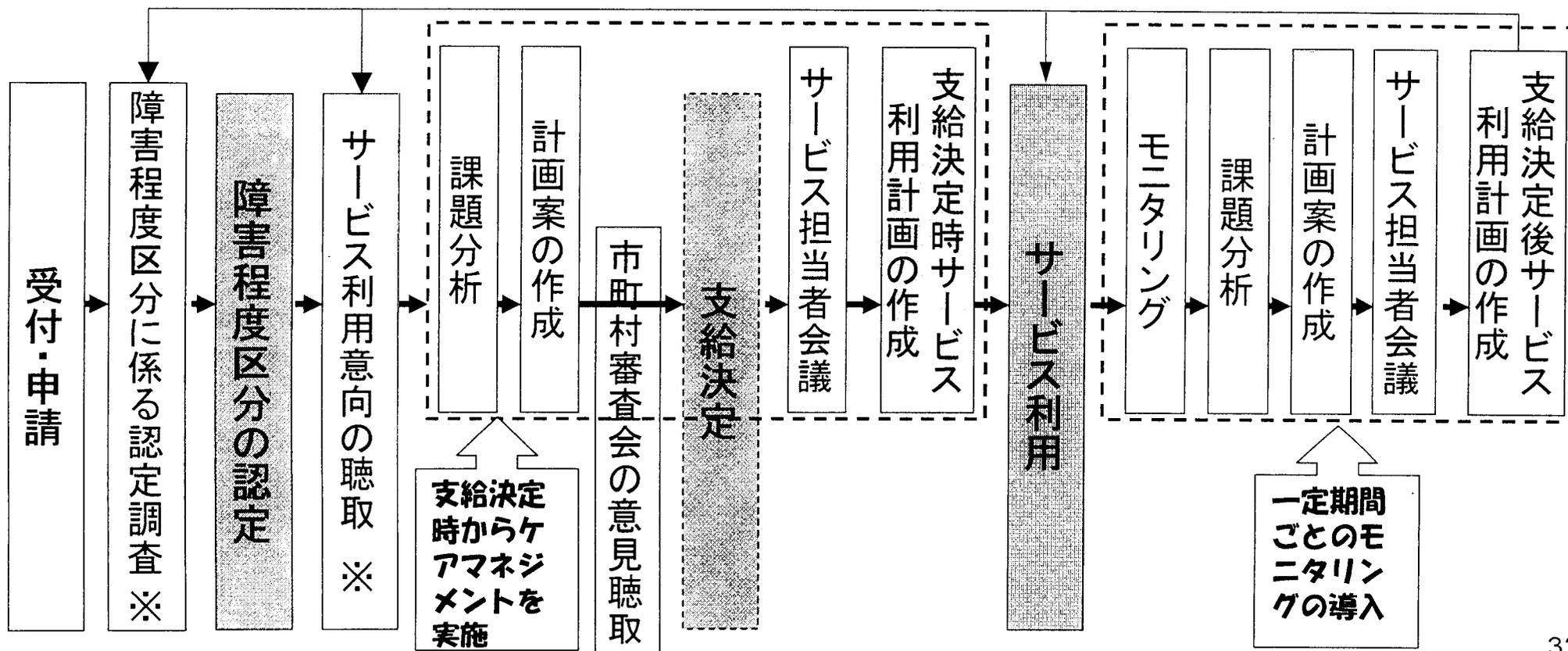


※相談支援事業者に委託できる

課題

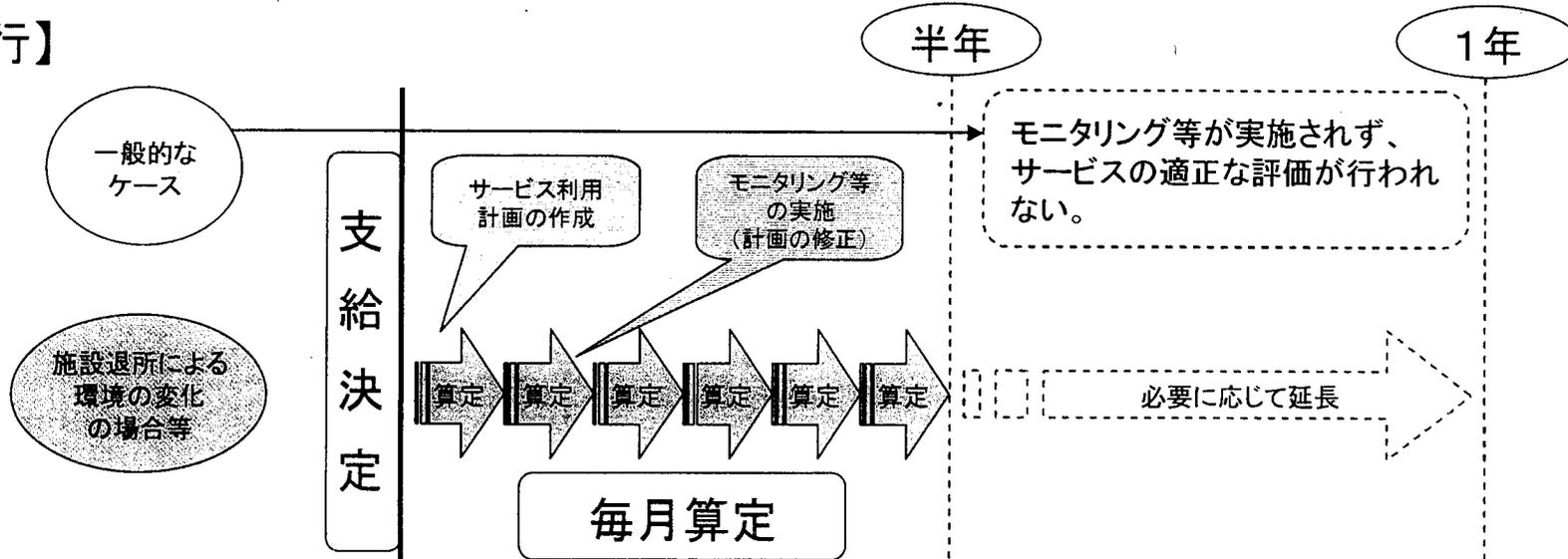
- サービス利用計画作成費の利用実績が低いことの要因の一つとして、現在のサービス利用手続においては、サービス利用計画の作成が、市町村による支給決定の後になっていることが指摘されている
- また、現在のサービス利用手続について、障害者の受けるサービスが適切なもの（必要かつ十分なもの）となるよう、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入して、支給決定の参考とすべきとの指摘がある。
- サービス支給決定時のほか、サービス利用計画に基づくサービスの利用が、当該障害者のニーズや課題の解消に適合しているかを確認するために、一定期間ごとにモニタリングを実施すべきとの指摘がある。

【見直した場合のイメージ例】

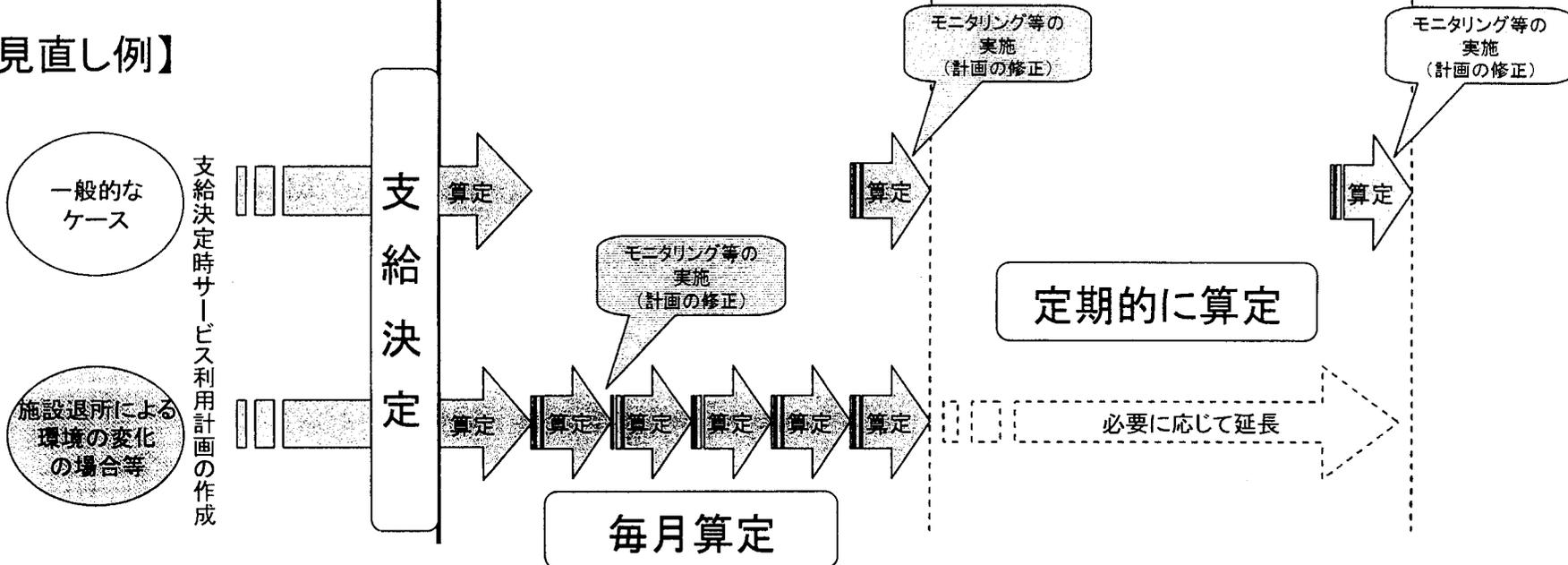


【モニタリングのイメージ例】

【現行】



【見直し例】



(続き)

○ 現行制度では、障害者のニーズは多様であること等の理由から、市町村が、個々人ごとに、その責任において統一的かつ総合的な判断により支給決定を行う仕組みとなっている。

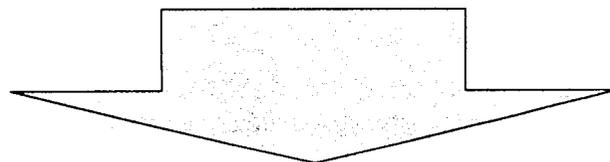
一方、サービス利用計画の作成は民間の指定相談支援事業者が行うこととされており、現行制度のまま支給決定のプロセスにケアマネジメントを導入した場合には、市町村が支給決定を行うという仕組みと整合性がとれないこととなるおそれがある。

したがって、市町村がその責任において統一的かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みを維持しながら、どのように支給決定のプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入するかが課題となる。

→ 支給決定時におけるケアマネジメントについては市町村が関わっていくなどの工夫が必要ではないか。

○ また、ケアマネジメントについて、対象者を見直していくこととあわせて、質の向上を図っていくべきとの指摘がある。

→ 研修の実施などにより、ケアマネジメントについて専門的に対応する人材の確保を図るなど、適切なケアマネジメントを実施できるような体制について検討が必要。



(サービス利用の手続)

1. サービス利用の手続について、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入することについて、どのように考えるか。その際、市町村がその責任において統一的かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みとの整合性を確保するための工夫が考えられないか。

(モニタリングの実施)

2. サービス利用計画の作成後についても、サービス利用計画作成費の活用により、一定期間ごとにモニタリングを実施することとすべきではないか。

(ケアマネジメントを実施する体制)

3. 研修の実施などによる質の確保を含め、ケアマネジメントを実施する者、体制について、どのように考えるか。

3. 自立支援協議会

現状

○ 地域自立支援協議会

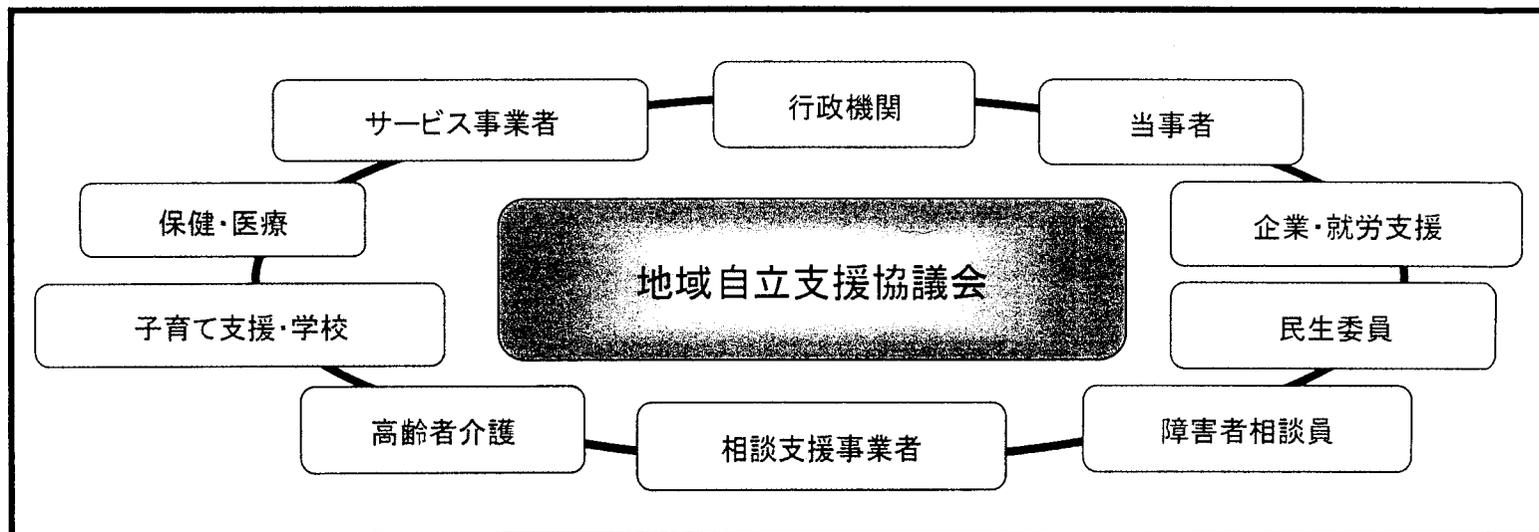
・・・ 市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置。(一般財源で設置)

※複数市町村による共同実施可。また、運営を指定相談支援事業者に委託可

- 【主な機能】
- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
 - ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
 - ③ 地域の社会資源の開発、改善

○ 都道府県自立支援協議会

・・・ 都道府県が、都道府県全体でのシステム作りに関する主導的役割を担う協議の場として設置。



地域自立支援協議会

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。〔一般財源（交付税）〕

【実施主体】

市町村（複数市町村による共同実施可）

【構成メンバー】

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、当事者、学識経験者 等

【主な機能】

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の社会資源の開発、改善
- ・ その他（市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議など）

都道府県自立支援協議会

【概要】

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置する。

[一般財源（交付税）]

【実施主体】

都道府県

【構成メンバー】

指定相談支援事業者、学識経験者、市町村等

【主な機能】

- ・ 都道府県内の圏域（地域自立支援協議会単位）ごとの相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ その他（都道府県障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議、権利擁護の普及に関すること等）

自立支援協議会の設置状況について 【障害福祉課調べ(速報値)】

○ 都道府県自立支援協議会の設置都道府県数 (20年4月1日現在)

45/47都道府県 = 95.7%

※ H20年度中に設置予定 2県(富山県、宮崎県)

○ 地域自立支援協議会の設置市区町村数 (20年4月1日現在)

1,188/1,811市区町村 = 65.6%

※ H20年度中に設置予定 366市町村(全体の20.2%)

＜地域自立支援協議会における未設置の主な理由＞ (障害福祉課調べ)

- ・小規模自治体では、協議会メンバーの確保が困難のため
- ・相談件数が少ないため
- ・関係機関が少ないため
- ・設置に向けての動きがわかっていないため
- ・合併を控えているため
- ・サービス調整会議で止まっているため
- ・取り組む余裕がなかったため
- ・近隣の市町村との連携が難しいため
- ・設置しなくても業務に支障がないため

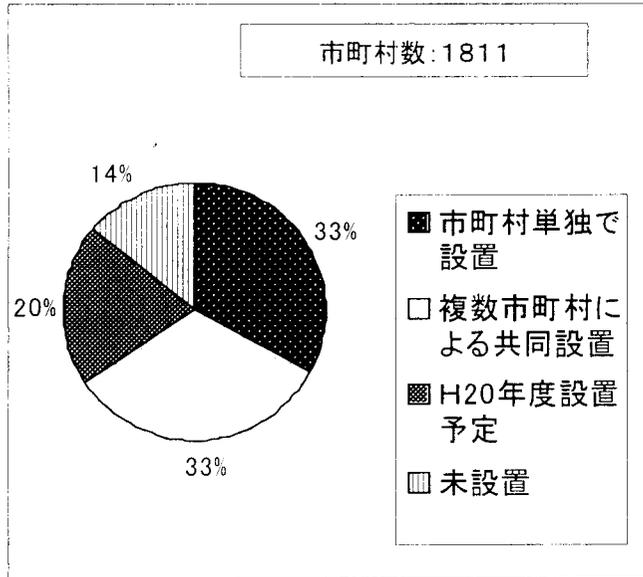
地域自立支援協議会について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

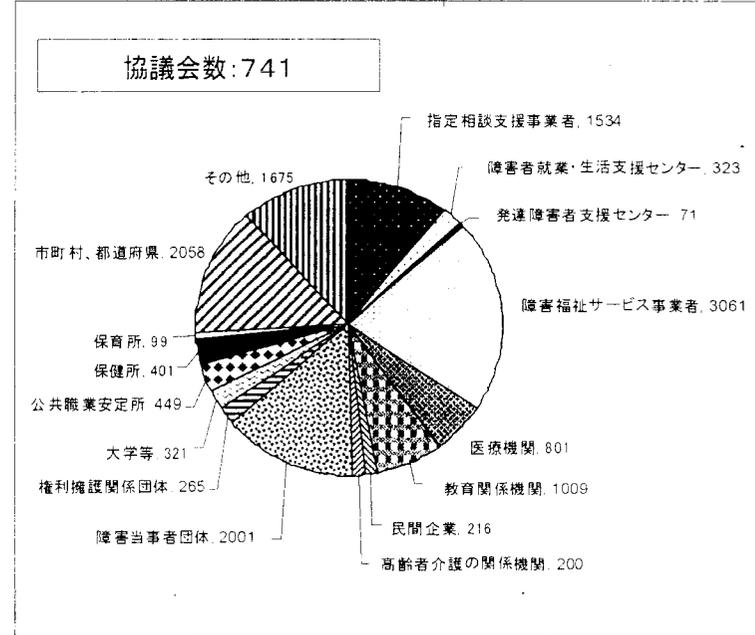
※共同設置の場合は1協議会として集計している。

※専門部会にはワーキンググループも含む。

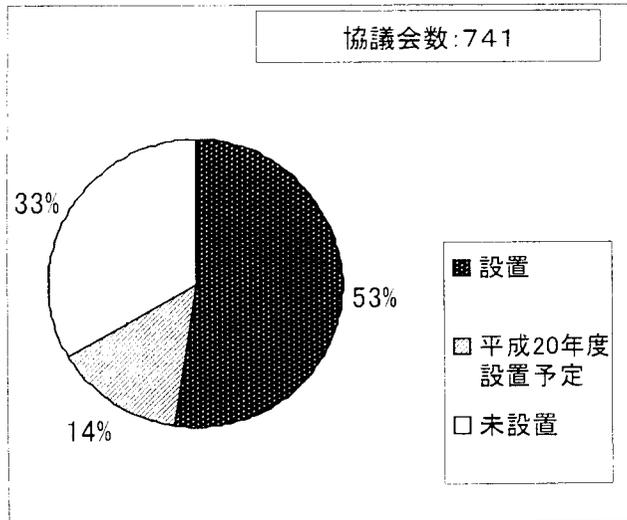
◆地域自立支援協議会の設置方法



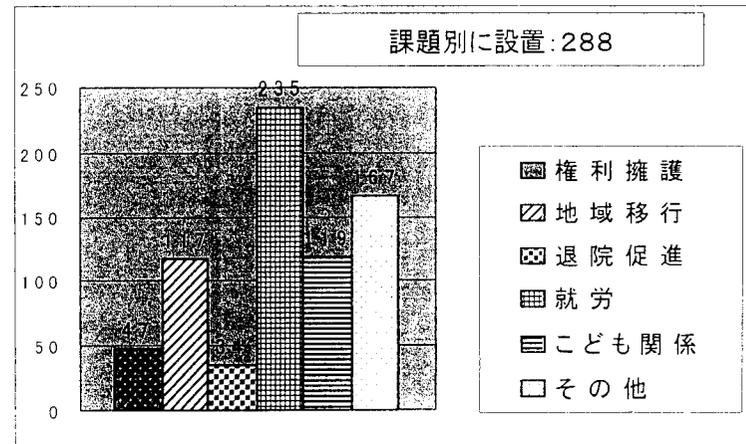
◆地域自立支援協議会における委員の所属



◆地域自立支援協議会における専門部会の設置状況



◆地域自立支援協議会における専門部会の種類(複数回答可)



課題

(自立支援協議会の活性化)

- 自立支援協議会の設置状況は次のとおりとなっており、地域の支援体制の構築のため、設置を促進していくことが必要となっている。また、現在は、自立支援協議会設置の法律上の根拠が明確ではない状況がある。

(20年4月1日現在)

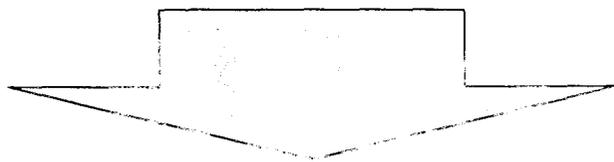
都道府県自立支援協議会 45／47都道府県 = 95.7%

(富山県、宮崎県が今年度中に設置予定)

地域自立支援協議会 1,188／1,811市町村 = 65.6%

(366市町村(全体の20.2%)が今年度中に設置予定)

- また、自立支援協議会について、運営マニュアルの作成(平成19年度)や、都道府県のアドバイザーに対する研修(平成19年度から実施)などにより、協議会の立ち上げや運営の支援を行っているところであるが、運営状況に市町村等ごとに差があり、更に活性化を図っていくべきとの指摘がある。



検討内容

(自立支援協議会の法定化)

1. 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法律上の位置付けを明確にするべきではないか。

(自立支援協議会の運営の支援)

2. あわせて、運営マニュアルや運営の好事例の周知など、国や都道府県において設置・運営の支援を図っていくべきではないか。